平成２８年（フ）第２６７号
埼玉県春日部市下蛭田441番地２　コーポ富士Ⅱ－101号
債務者　山本　幸男
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
埼玉県秩父市道生町11番７号ハイツ内田２－102
債務者　中山　利久
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
新潟県長岡市殿町３丁目１番地３　小川ビル４Ｆ　405号室
債務者　吉田　利秋
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第２０２２号
大阪市浪速区恵美須西２丁目５番４号　ヒラソール恵比須　405号
債務者　藤井　延浩
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４号
愛知県西尾市平坂町熊野後46番地１　サニーヒルＦＨ・Ａ棟101号室
債務者　石原　洋子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前11時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
栃木県宇都宮市江曽島本町４－17　メゾン石原306号室　松本方、住民票上の住所栃木県宇都宮市江曽島３丁目2579番地２　第３ひさごハイツＡ棟203号
債務者　武井　史哉
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２６号
栃木県那須烏山市金井１丁目10番15号
債務者　ヒグチ　ジェニフェ　カナベ
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７４号
岡山市南区洲崎１丁目７番41号セゾン洲崎302
債務者　山元俊子こと　宋　　俊子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２７号
栃木県宇都宮市高砂町25番15号　高砂ハイツ205号、前住所栃木県宇都宮市高砂町26番12号　Ｍ３マンション203
債務者　市沢　拓也
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５８５号
横浜市磯子区滝頭３丁目１番33―510号
債務者　相澤　悦子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６０号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目18番26号　ニューライフ横浜１－Ｅ号
債務者　村上沙緒里
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７５号
横浜市南区榎町１丁目32番地１　第一栄ハイツ301
債務者　七尾　輝雄
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６８７号
横浜市戸塚区戸塚町2153番地13　メゾンワタナベⅡ－105号
債務者　秋月　孝子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３８号
横浜市港南区最戸２丁目12番20―615号
債務者　佐々木早苗
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９７７号
横浜市磯子区原町３番22―604号
債務者　鈴木　正夫
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部